**シリーズ　２３９**

**高めよう！人権意識　心のかけ橋　　　問い合せ：人権・生涯学習課（電話：９２８－１００６）**

**インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう**

**インターネットの利便性と書き込みによる人権侵害**

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として私たちの生活を便利なものにしています。最近では、パソコンに加えて、スマートフォンやタブレット端末などの普及に伴い、利用方法も多様化し、子どもから大人まで多くの人が利用しています。

インターネットの普及により、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、匿名性を悪用して差別的な書き込みなど人権侵害につながるさまざまな問題が起こっています。

**インターネットを使った人権侵害の現状**

法務省が発表した「インターネット上の人権侵犯事件」の件数は高い水準で推移しており、２０１８年に救済手続きを開始した件数は、１，９１０件でした。これらは、法務省の人権擁護機関が取り扱った件数であり氷山の一角といえます。

本市ではインターネット掲示板などを監視しており、同和地区を特定するものや個人を誹謗中傷する悪質な内容については、管理者などに削除要請をしています。なお、本市における削除要請の件数は、２０１８年度は１５４件と前年度に比べて約１・４倍に増加しています。

**日常生活と同様に守るべきルールがあります**

インターネットを利用するときは「顔が見えないから」「名前が出ないから」ではなく、自分の行動に責任を持つことが大切です。現実社会で許されないことは、ネット社会においても許されません。この問題をひとごとではなく自分のこととして捉え、私たち一人ひとりが人権意識を高め、行動することが大切です。

　　人権を侵害する書き込みに気付いたときは連絡してください。

**【問い合わせ先】**

**人権・生涯学習課　：　　電話　　９２８　―　１００６**

**人権は　差別をなくす　合言葉**